

ゴルフ場で使用される農薬に係る水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る対策指導要領

(目的)

第1 この要領は、ゴルフ場において芝、樹木等の病害虫、雑草の防除等に用いられる農薬の使用に伴う周辺環境への危害防止及び水域の生活環境動植物の被害防止を図り、もって県民の健康保護と環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。
- (2) ゴルフ場 ホールの数が9ホール以上のゴルフ施設をいう。
- (3) 事業者 県内に開設されたゴルフ場を経営し、又は管理運営している者（ゴルフ場の造成工事が着手されたときの当該工事の発注者を含む。）をいう。

(農薬の安全使用)

第3 事業者は、農薬の使用に当たっては、関係法令等を遵守し、農薬の安全使用及び効率的な防除に努めるものとする。

(水質の監視及び保全)

第4 事業者は、次に掲げるところにより水質の監視及び保全に努めるものとする。

- (1) ゴルフ場の調整池に魚類を飼育するなどにより水質を常時監視すること。
- (2) ゴルフ場の区域から場外に排水を排出する地点（以下「排水口」という。）において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水を対象に実施することを基本とする。その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における試料採取が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の濃度測定が適切に把握できると認められる地点において定期的を実施すること。

2 事業者は、第1項第2号の水質測定の結果をとりまとめ、水質測定結果報告書（様式第1号）により測定の都度、速やかに知事に報告するものとする。

(記録の保管)

第5 事業者は、第4第2項に定める書類を3年間保存するものとする。

(立入調査)

第6 知事は、この要領の施行に必要な限度において、事業者に対して、農薬の使用等に関

し必要な報告を求め、又は関係職員を必要な場所に立ち入らせ、農薬の使用状況及び水質監視に関する帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 事業者は、前項に規定する調査について協力するものとする。

(事故時等の措置)

第7 事業者は、農薬の流出、飛散等の事故により、魚類等に異常が認められ、又は水質監視等の結果、排出水中の農薬濃度が別紙に掲げる指針値を超過したときは、直ちに原因を調査し、周辺水域の影響を防止するために必要な措置を講ずるとともに、速やかに知事に報告するものとする。

2 事業者は、事故等の状況及び講じた措置の概要について、事故等報告書(様式第2号)により、速やかに知事に報告するものとする。

(指導及び助言)

第8 知事は、事業者に対し、この要領の施行に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(市町村長との連携)

第9 知事は、ゴルフ場の水質監視結果を市町村長に提供するなど、相互に密接な連携を図るものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

指針値

要領第7第1項に定める指針値とは「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」（令和2年3月27日環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）に基づき定められた以下の指針値をいう。

1 水濁指針値

下表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、下表に記載のない農薬であっても農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年環境省告示第60号）において定める基準値（以下「水濁基準値」という。）が設定されているものについては、その値を10倍した値を水濁指針値とする。

2 水産指針値

農薬取締法第4条第1項第8号に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年環境省告示第31号）のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号イの基準において定める基準値（以下「水産基準値」という。）が設定されている農薬について、その値を10倍した値を水産指針値とする。

3 水濁基準値及び水産基準値の設定又は改正等について

今後新たに水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合には、その値を10倍した値を指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載されており、随時確認すること。

（水濁基準値）https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

（水産基準値）<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

農 薬 名	水濁指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (DEP)	0.05
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06
シプロコナゾール	0.3

(イミダゾールとして)

チウラム (チラム)	0. 2
チオファネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0. 2
(除草剤)	
シクロスルファミロン	0. 8
シマジン (CAT)	0. 0 3
トリクロピル	0. 0 6
ナプロパミド	0. 3
フラザスルフロロン	0. 3
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0. 0 5 1
	(MCPAとして)

様式第1号（第4関係）

水質測定結果報告書

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ゴルフ場で使用される農薬に係る水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る対策指導要領第4第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

別添「ゴルフ場排水等の汚染状態測定結果表」のとおり。

別添

ゴルフ場排水等の汚染状態測定結果表

ゴルフ場名		
所在地		
採水年月日		
採水者名		
分析機関		
直近の降雨状況 (降雨日、降雨状況等)		
直近の農薬散布状況 (農薬名、散布日等)		
採水地点	地点名	種別(※1)
備考		

※1:採水地点の種別

次のうち、該当する種別の番号を1つ選んで記載すること。

- ①排水口(排出水がゴルフ場区域から場外の水域に流出する地点)
- ②ゴルフ場内(ゴルフ場内の調整池、排水路等)
- ③下流の水域(ゴルフ場下流の河川等)

※2:分析項目及び測定値については、計量証明書等の写しを添付すること。

年 月 日

事故等報告書

岩手県知事 様

(届出者) 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

当事業場で発生した事故等の状況及び講じた措置の概要等について、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る対策指導要領第7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

ゴルフ場の名称 及び所在地			
発生日時 発見日時	年 月 日 時 年 月 日 時	通報先 通報日時	年 月 日 時
事故等の概要			
原因物質及び 流出量	原因物質名 (商品名)		
	排出・流出量 (事故前の保有量)		
応急措置及び 復旧の状況			
今後の対策			

(注1) 事業場の概要及び関係する図面を添付すること。
(注2) 必要に応じて、経過等を別紙として添付すること。